

浜 情 委 第 1 5 号
令和6年9月26日

浜松市長 中野 祐介 様
(浜名区振興課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

個人情報の保護に関する法律第105条第3項を準用する同条第1項の
規定に基づく諮問について（答申）

令和6年1月12日付け浜振第381号による下記の諮問について、別紙のとおり答
申します。

記

「住民票の旧姓併記請求および削除請求の記録」の保有個人情報不開示決定に対する審
査請求についての諮問（諮問第277号）

1 委員会の結論

処分庁が、審査請求人に係る「住民票の旧姓併記請求および削除請求の記録」について、当該情報を保有していないことを理由として、全部不開示としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- | | |
|----------------|---|
| (1) 令和5年12月7日 | 審査請求人は、処分庁に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項に基づき「住民票の旧姓併記請求および削除請求の記録」の開示請求を、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により行った。 |
| (2) 令和5年12月21日 | 処分庁は、令和2年3月31日以前の請求書は保存期限を経過していること及び令和2年4月1日以降の請求書は調査の結果不存在であることを理由に不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。 |
| (3) 令和5年12月28日 | 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。 |
| (4) 令和6年1月12日 | 審査庁は、法第105条第3項を準用する同条第1項の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。 |

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求の理由
開示請求における「書類」、「文書」又は「記録」とは、紙書類のみならず、電子化された保有データ（以下「電子データ」という。）も指すところ、紙書類のみと解され、令和2年4月1日以前の記録は廃棄の理由と共に、本件処分がなされたため。

4 処分庁の主張要旨

- (1) まず前提として、住民票における旧氏欄は様式の一部であり、旧氏併記の請求をしていない者について、住民票の旧氏欄は空欄となる。
- (2) 審査請求人は、本件開示請求書において、旧氏の請求をした覚えはないと記載しており、実際に審査請求人が参考資料として添付した住民票も旧氏欄は空欄となっていることから、審査請求人は旧氏併記の請求をしていないことが推認される。

- (3) 処分庁が、審査請求人の保有個人情報を調査したところ、住民票の記録等に旧氏欄の記録は確認されず、審査請求人の主張する電子データは存在しなかった。
- (4) 一方で、一度旧氏併記したのち削除の請求をしたことによって空欄となっている場合も考えられることから、浜松市が保有している旧氏併記の請求書も調査した。
- (5) その結果、保存期限内である令和2年4月1日以降に、審査請求人から提出された旧氏併記の請求書は存在しないことを確認したため、同日以降のものは保有していない、それ以前のものは廃棄済みで保有していないというそれぞれの理由で不存在として、本件処分をした。
- (6) そもそも、審査請求人は旧氏併記の請求をした記憶はないと主張しており、実際に旧氏欄に記載もないのだから、審査請求人の主張に意味はない。
- (7) 以上から当該保有個人情報が不存在として、本件処分をしたことに誤りはなく、棄却の裁決を求めるものである。

5 委員会の判断

審査請求人は、開示請求の対象とした保有個人情報には、紙書類に記述されたもののみならず、電子データも含まれるのだから、当該電子データを対象とせず行った本件処分には誤りがあると主張している。

しかしながら、当委員会が処分庁に確認したところ、4(3)記載のとおり住民票の記録等に係る電子データにおいて旧氏の情報がなかったこと、更に、旧氏を記載及び削除した場合、改製原住民票にその履歴が記載されるが、当該履歴を記載した電子データも確認できなかったとのことであり、これには相当の合理性が認められる。

よって、紙書類も電子データも存在しないことが確認されたことから、処分庁が審査請求人に係る「住民票の旧姓併記請求および削除請求の記録」を保有していないことを理由として行った本件処分は妥当である。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年1月12日	諮問書を受理した。
2月7日	審査庁から弁明書を受理した。
3月1日	審査庁から審査請求人から提出期限内に反論書の提出がなかった旨を確認した。
8月6日	諮問の審査を行った。
9月20日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 教授
委員	羽田野 真帆	常葉大学健康プロデュース学部 准教授
委員	浜井 卓男	浜松市自治会連合会 理事
委員	松山 正寛	浜松市人権擁護委員連絡協議会 相談役

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順